

第5章 子ども・子育て

第1節 こども政策全般 (子ども家庭課)

「すべての子ども・若者の育ちや子育てを地域全体で支え こどもの権利を保障するための取組を進め こどもにやさしいまちづくり」の実現を目指し、こども・子育て施策を推進します。

1 子ども・子育て会議の開催状況

	日時・会場	会議内容
第 1 回	令和 5年 6月 2日 (金) 10:00～ 庁議室	<ul style="list-style-type: none">・会議の議事及び運営に関する事項（会長・副会長の選出）・委員及び職員紹介・「子どもをみんなで育む計画～流山市子ども・子育て支援総合計画～」の概要について
第 2 回	令和 5年 7月 25日 (火) 14:00～ 306会議室	<ul style="list-style-type: none">・第2期子どもをみんなで育む計画の進行管理（アウトプット評価）について・第2期子どもをみんなで育む計画のアウトカム評価について
第 3 回	令和 5年 8月23日 (水) 10:00～ 流山市中央公民館	<ul style="list-style-type: none">・「流山市こども計画」（仮称）の策定に係る諮問について・「流山市こども計画」（仮称）の策定に係る進め方の検討について・「流山市子どもの生活状況に関する実態調査」に係る調査項目の検討について
第 4 回	令和 5年10月12日 (木) 14:00～ 庁議室	<ul style="list-style-type: none">・「流山市子どもの生活状況に関する実態調査」に係る調査項目の検討結果について・「流山市こども・若者意識調査」に係る調査項目の検討について
第 5 回	令和 5年12月19日 (火) 10:00～ 306会議室	<ul style="list-style-type: none">・「流山市こども会議」の進捗状況について・「流山市子どもの生活状況に関する実態調査」に係る調査実施について 【中間報告】・「流山市こども・若者意識調査」に係る調査項目の検討について・流山市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要について
第 6 回	令和 6年 2月15日 (木) 10:00～ 301会議室	<ul style="list-style-type: none">・講演会（計画策定における子どもの意見反映プロセスの在り方）・「流山市こども・若者意識調査」に係る調査項目の検討について・流山市こども計画（仮称）にかかるヒアリング調査の検討について
第 7 回	令和 6年 3月21日 (木) 14:00～ 305会議室	<ul style="list-style-type: none">・特定教育・保育施設に係る利用定員設定について・こども・若者意見募集の結果について・「流山市子ども・子育て支援ニーズ調査」に係る調査項目の検討について・（仮称）流山市こども計画にかかるヒアリング調査の検討について

第2節 子育て支援全般 (子ども家庭課)

地域子育て支援拠点・センターやファミリー・サポート・センター事業等を展開しながら、子育て世帯が抱える不安や悩みを軽減し、こどもを安心して生み育てることができるような環境づくりに努めます。

1 地域子育て支援拠点・センター (子ども家庭課)

子育てに対する身体的、心理的負担が増大している今日、交流の場の提供や育児不安の解消、子育ての指導などの相談に応じる施設です。

(1) フロアー利用者数

名称	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	こども (人)	おとな (人)	相談 (件)	こども (人)	おとな (人)	相談 (件)	こども (人)	おとな (人)	相談 (件)
FORESTINA*フォレスティーナ (たかさごスクール おおたかの森分園)	1,401	1,308	62	1,730	1,678	66	1,837	1,760	151
かるがも (かやの木保育園)	1,957	1,749	160	3,047	2,532	375	2,239	1,895	196
わらしこ (生活クラブ風の村 わらしこ保育園流山)	3,053	2,768	76	3,804	3,406	166	4,242	3,866	199
さくらんぼルーム (南流山聖華保育園)	792	742	0	1,623	1,615	0	1,508	1,508	0
おひさま (城の星保育園)	1,065	948	0	1,600	1,384	54	1,749	1,677	43
いつきさくらんぼルーム (聖華いつき保育園)	574	549	177	439	410	191	621	596	371
ひまわり (えどがわ森の保育園)	479	394	90	1,051	940	16	1,160	1,124	29
おひさま城の星おおたかの森 (城の星おおたかの森保育園)	535	426	15	1,230	1,139	33	1,092	997	7
ペんぎん (森の葉保育園)	873	706	73	793	776	115	1,286	1,270	99
かもめルーム (聖華マリン保育園)	789	777	165	742	727	263	633	614	250
みんなの Fratto (オハナゆめ保育園)	2,780	2,539	174	3,786	3,480	659	4,051	6,389	833

(2) 子育て相談

名 称	子 育 て 相 談						
	利用日・ 利用時間	電話相談			面接相談（要予約）		
		令和3年 度(件)	令和4年 度(件)	令和5年 度(件)	令和3年 度(件)	令和4年 度(件)	令和5年 度(件)
FORESTINA*フォレスティナ (たかさごスクール おおたかの森分園)	月～金 9:00～12:00、 13:00～16:00	0	0	0	28	27	36
かるがも (かやの木保育園)	月～金 9:00～12:00、 14:00～16:00	18	15	6	2	1	1
わらしこ (生活クラブ風の村 わらしこ保育園流山)	月～金 9:00～14:00	7	4	11	7	10	20
さくらんぼルーム (南流山聖華保育園)	月～金 9:00～12:00、 13:00～15:00	0	1	0	71	132	176
おひさま (城の星保育園)	月～金 9:30～12:00、 13:00～15:30	0	2	0	0	0	0
いつきさくらんぼルーム (聖華いつき保育園)	月～金 9:00～12:00、 14:00～16:00	1	1	0	0	0	0
ひまわり (えどがわ森の保育園)	月～金 9:00～12:00、 12:30～14:30	2	1	0	0	1	0
おひさま城の星おおたかの森 (城の星おおたかの森保育園)	月～金 10:00～15:00	2	0	0	3	0	5
ペんぎん (森の葉保育園)	火～木 9:00～12:00、 12:30～14:30	1	0	1	0	11	64
かもめルーム (聖華マリン保育園)	月～金 9:00～12:30、 14:30～16:00	0	0	0	0	0	1
みんなの Fratto (オハナゆめ保育園)	月～金 9:00～12:00、 13:30～15:30	2	2	7	2	3	2

2 流山市ファミリー・サポート・センター (子ども家庭課)

育児の援助が必要な人（利用会員）と、育児の援助ができる人（提供会員）からなる会員組織で、その会員相互による育児の援助活動を行っています。

(1) ファミリー・サポート・センター活動状況（各年3月末現在）

ア 登録会員数（人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用会員	1,612	1,672	1,741
提供会員	459	470	521
両方会員	182	188	170
合計	2,253	2,330	2,432

イ 活動件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育施設の登園前の預かりおよび送り	974	637	830
保育施設の迎えおよび帰宅後の預かり	2,523	2,207	2,054
学童クラブ終了後のことのもの預かり	520	407	534
学校の放課後のことのもの預かり	10	56	48
冠婚葬祭や他のことのもの学校行事の際のことのもの預かり	50	36	14
買い物等外出の際のことのもの預かり	312	315	311
その　他 (保護者の短時間、臨時の就労の際の預かり、ことのもの習い事等の援助、学童クラブへの送迎、保護者などの病気等)	3,190	3,209	4,009
合　　計	7,579	6,867	7,800

3 こどもショートステイ (子ども家庭課)

子どもの保護者が病気等により一時的に養育が困難となった時、児童養護施設において子どもを養育する事業です。

	登録件数		利用件数（延べ）		
	世　帯	登録児童数 (人)	日帰り（日）	宿泊（日）	夜間（日）
令和3年度	161	225	129	67	2
令和4年度	180	257	112	215	13
令和5年度	212	298	125	405	65

4 一時預かり事業 (子ども家庭課)

保護者が、仕事、通院、冠婚葬祭や買い物、育児の負担をリフレッシュしたい場合に、保育施設等、地域子育て支援拠点または児童センターにおいて、未就学児のこどもを一時的に預かる事業を推進します。

なお、地域子育て支援拠点に関しては、令和6年度から実施しています。

(1) 保育施設等

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施施設数	19 施設	21 施設	21 施設
延利用児童数	4,453 人	6,648 人	7,283 人

(2) 児童センターの利用者数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
おおたかの森児童センター	1,183 人	1,690 人	1,413 人
南流山児童センター	—	185 人	708 人
合計	1,183 人	1,875 人	2,121 人

第3節 児童の健全育成 (教育総務課・子ども家庭課)

次代を担う子どもの心身の健やかな成長は極めて重要であり、近年、少子化、核家族化の一層の進行、家庭環境の変化に伴い、子育て家庭を地域で見守り、社会全体で支援していく必要があります。

このため、児童館・児童センターの充実を図るとともに、学童クラブについては、地域の特性を活かしながら施設整備を進めながら児童福祉の増進に努めています。

また、平成27年4月からスタートした子ども・子育て支援新制度では、待機児童の解消、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めることから、さらに子ども・子育て支援の充実を図っていきます。

1 児童館・児童センター (子ども家庭課)

子どもに健全な遊びを与え、情操豊かな明るい子に育てるための児童厚生施設として、市内に9か所の児童館・児童センターがあります。市直営施設2か所、民営施設7か所で、専門職員（児童指導員）を中心に遊びの指導をしています。

また、各館で年間を通して、大きく母と子の活動や学童向け活動等に分け、「幼児グループ」をはじめ、「にこにこサロン」「あそびの広場」等さまざまな事業を行っています。

(1) 児童館・児童センター施設一覧

(令和6年4月1日現在)

名 称	施 設 内 容	住 所	開設年月
駒木台児童館	遊戯室・図書室・集会室	駒木台 221-3	昭和52年4月
江戸川台児童センター	遊戯室・図書室・集会室・体育室	江戸川台東 1-251	昭和53年4月
思井児童センター	遊戯室・図書室・集会室・体育室	思井 79-2	昭和54年4月
向小金児童センター	遊戯室・図書室・集会室・体育室	向小金 2-192-2	昭和55年4月
十太夫児童センター	遊戯室・図書室・工作室	おおたかの森東 2-5-3	平成21年4月
野々下児童センター	遊戯室・図書室・集会室・体育室	野々下 2-709-3	昭和59年4月
赤城児童センター	遊戯室・図書室・体育室	流山 8-1071	昭和63年4月
おおたかの森 児童センター	遊戯室・図書室・集会室・体育室・ 工作室・調理活動室・ 一時預かり室・子育て相談室	おおたかの森西 2-7-1	令和3年4月
サンコーテクノプラザ 南流山児童センター	遊戯室・会議室・体育室・工作室・ 調理活動室・一時預かり室・ 子育て相談室	南流山 10-2-1	令和4年12月

(2) 児童館・児童センターの活動状況

区分		就学前 児童		小學生		中高生	大人		ボラン ティア	合計	
		集団	任意	集団	任意		集団	任意		集団	集団
駒木台 児童館	令和3年度	801	691	483	1,179	588	732	550	41	2,057	3,008
	令和4年度	1,548	724	806	1,909	159	1,428	603	60	3,842	3,395
	令和5年度	2,469	488	770	1,995	141	2,230	497	94	5,563	3,121
江戸川台 児童 センター	令和3年度	1,525	911	990	3,678	31	1,515	903	56	4,086	5,523
	令和4年度	2,382	1,078	1,212	5,964	137	2,196	791	70	5,860	7,970
	令和5年度	3,175	1,326	853	5,115	333	2,967	1,010	75	7,070	7,784
思井 児童 センター	令和3年度	1,875	1,669	1,298	3,324	340	1,747	1,331	78	4,998	6,664
	令和4年度	2,862	1,106	1,379	4,253	532	2,664	914	126	7,031	6,805
	令和5年度	4,590	96	1,776	5,205	848	4,039	70	107	10,512	6,219
向小金 児童 センター	令和3年度	2,143	1,192	1,257	3,625	122	1,974	1,007	41	5,415	5,946
	令和4年度	2,478	629	1,516	5,180	79	2,212	451	57	6,263	6,339
	令和5年度	4,685	173	1,848	8,073	761	3,948	178	51	10,532	9,185
十太夫 児童 センター	令和3年度	1,298	934	715	1,516	50	1,300	897	51	3,364	3,397
	令和4年度	3,684	899	1,965	3,135	12	3,587	869	99	9,335	4,915
	令和5年度	6,097	142	1,858	4,677	11	5,959	115	95	14,009	4,945
野々下 児童 センター	令和3年度	641	453	960	1,995	61	557	358	25	2,183	2,867
	令和4年度	908	338	1,668	4,572	136	838	323	38	3,452	5,369
	令和5年度	1,554	61	1,970	7,429	508	1,295	109	38	4,857	8,107
赤城 児童 センター	令和3年度	1,594	1,080	1,448	3,574	226	1,519	943	63	4,624	5,823
	令和4年度	2,240	625	1,691	4,646	48	2,056	584	83	6,070	5,903
	令和5年度	1,696	595	1,865	5,643	655	1,442	441	72	5,075	7,334
おおたか の森児童 センター	令和3年度	2,886	9,823	1,306	11,272	83	2,685	8,471	9	6,886	29,649
	令和4年度	4,635	7,149	1,596	10,027	79	4,322	6,150	13	10,566	23,405
	令和5年度	5,740	7,918	1,130	8,701	571	5,482	7,313	22	12,374	24,503
南流山 児童 センター	令和3年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和4年度	1,071	9,899	470	4,503	215	1,159	9,342	31	2,731	23,959
	令和5年度	3,054	26,985	2,263	15,844	1,743	4,086	23,591	194	9,597	68,163
合計	令和3年度	12,763	16,753	8,457	30,163	1,501	12,029	14,460	364	33,613	62,877
	令和4年度	21,808	22,447	12,303	44,189	1,397	20,462	20,027	577	55,150	88,060
	令和5年度	33,060	37,784	14,333	62,682	5,571	31,448	33,324	748	79,589	139,361

2 学童クラブ（教育総務課）

学童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校就学児童に、授業終了後等に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図ることを目的とする施設です。

学童クラブの管理運営には、平成24年度から指定管理者制度を導入しています。

また、下記の公設施設の他に、市に放課後児童健全育成事業の届出を行った事業者による民設民営の施設が1件（チャイルドスターズ）開設されています。

(令和5年度)

指定管理者	名 称	定員 (人)	年間延べ 入所児童数 (人)	指定管理委託料 (円)
特定非営利活動法人 g r e e n	江戸川台小学校区第1 江戸川台学童クラブ	70	689	50,078,000
	江戸川台小学校区第2 江戸川台学童クラブ	45	454	
	江戸川台小学校区第3 江戸川台学童クラブ	45	461	
	東深井小学校区第1 もりのいえ学童クラブ	50	493	
	東深井小学校区第2 もりのいえ学童クラブ	35	390	
	東深井小学校区第3 もりのいえ学童クラブ	35	403	
特定非営利活動法人 g r e e n	西初石小学校区第1 西初石子どもルーム	50	405	51,444,000
	西初石小学校区第2 西初石子どもルーム	120	1,076	
	新川小学校区つくしんぼ学童クラブ	50	683	
	西深井小学校区たんぽぽ学童クラブ	45	628	
NPO法人 でんでんむし	八木北小学校区第1 学童クラブ	45	514	151,909,000
	八木北小学校区第2 学童クラブ	120	1,315	
	八木北小学校区第3 学童クラブ	220	1,748	
	小山小学校区第1 おおたかの森ルーム	70	785	
	小山小学校区第2 おおたかの森ルーム	40	427	
	小山小学校区第3 おおたかの森ルーム	50	589	
	小山小学校区第4 おおたかの森ルーム	50	565	
	小山小学校区第5 おおたかの森ルーム	160	1,724	
	長崎小学校区ひよどり学童クラブ	100	1,482	
社会福祉法人 生活クラブ	流山北小学校区第1 ちびっこなかよしクラブ	45	531	93,313,000
	流山北小学校区第2 ちびっこのびのびクラブ	45	519	
	流山北小学校区第3 ちびっこクラブ	35	747	
	流山小学校区第1 おおぞら学童クラブ	70	768	
	流山小学校区第2 おおぞら学童クラブ	60	672	
	流山小学校区第3 おおぞら学童クラブ	160	1,551	

指定管理者	名 称	定員(人)	年間延べ 入所児童数 (人)	指定管理委託料 (円)
社会福祉法人 流山市社会福祉協議会	鰯ヶ崎小学校区第1ひまわり学童クラブ	50	641	123,976,000
	鰯ヶ崎小学校区第2ひまわり学童クラブ	40	517	
	鰯ヶ崎小学校区第3ひまわり学童クラブ	80	1,052	
	南流山小学校区第1あすなろ学童クラブ	200	2,598	
	南流山小学校区第2あすなろ学童クラブ	160	2,941	
特定非営利活動法人 ライズアップ女性 サポート実行委員会	八木南小学校区そよかぜ学童クラブ	45	1,126	76,296,902
	向小金小学校区第1学童クラブ	35	420	
	向小金小学校区第2学童クラブ	35	894	
	東小学校区第1あずま学童クラブ	60	661	
	東小学校区第2あずま学童クラブ	80	838	
特定非営利活動法人 ライズアップ女性 サポート実行委員会	おおたかの森小学校区学童クラブ	400	4,739	82,800,000
株式会社明日葉	おおぐろの森小学校区学童クラブ	240	2,979	49,218,000
合	計	3,240	39,025	679,034,902

3 子どもの遊び場 (子ども家庭課)

子ども達が健やかに成長できるよう、子どもの遊び場の整備に努めています。

(令和6年3月末現在)

子どもの遊び場	箇 所 数	延 面 積 (m ²)
	7	16,006.10

第4節 家庭児童相談制度の充実

近年の社会の変動に伴う家庭生活の変化により、家庭における児童養育に関して種々複雑な問題が発生しています。

このような状況の中で、家庭における人間関係の健全化及び児童養育の適正化等家庭における児童福祉の向上を図るための相談支援を行っています。

1 家庭児童相談室（子ども家庭課）

相 談 内 容 別 件 数 単位：件

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
養護 相談	児童虐待相談	676	978	969
	その他の相談	675	601	515
保健に関する相談		4	2	6
障がい 相談	肢体不自由に関する相談	0	0	0
	視聴覚に関する相談	0	0	0
	言語発達に関する相談	3	2	0
	重症心身障害に関する相談	1	0	0
	知的に関する相談	3	2	0
	発達に関する相談	8	12	8
非行・触法行為等に関する相談		3	0	1
育成 相談	性格行動に関する相談	15	55	42
	不登校に関する相談	9	22	21
	適正に関する相談	0	0	2
	育児・しつけに関する相談	49	57	51
そ の 他		90	33	14
合 計		1,536	1,764	1,629

※延べ件数の掲載から、年度ごとの件数の掲載に見直しました。

2 要保護児童対策地域協議会（子ども家庭課）

児童虐待等要保護児童について、児童問題にかかわる関係機関（県、市、民生委員・児童委員、教育関係等）との連携を強化し、児童虐待等の防止対策を総合的に推進するため設置しています。

また、協議会の活動を効果的に推進するため、組織形態を代表者会議・実務者会議・個別支援会議の3層構造とし、児童虐待防止ネットワークのきめの細かい情報の共有等の充実を図っています。

3 母子保護支援 (子ども家庭課)

経済的な理由により入院助産を受けることができない妊産婦、母子生活支援施設での保護をする母子等に対し必要な支援を行うことにより、母子の生命の安全の確保及び母子の福祉の向上に寄与します。

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
助産施設	利用者数	5人	4人	3人
母子生活支援施設	利用世帯	2世帯	2世帯	1世帯

第5節 各種手当制度の充実

子育て世帯の負担軽減を図るために、児童手当や医療費の助成等を支給し、安定した生活が送れるように各種手当制度の充実を図っています。

1 児童手当（子ども家庭課）

児童手当は、中学校修了前の児童を養育している者に手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援することを目的としています。

ア 支給対象 中学校修了前の子どもを養育している者

イ 所得制限 あり

ウ 支給額 平成24年4月分から（人/円）

3歳未満		15,000円
3歳以上 小学校修了前	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生		10,000円
特例給付		5,000円

児童手当支給状況

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
被用者	延児童数（人）	60,976	60,936	58,712
	支給額（円）	914,675,400	913,955,000	880,680,000
非被用者	延児童数（人）	4,471	4,728	4,126
	支給額（円）	67,065,000	70,920,000	61,890,000
被用者3歳以上 小学校修了前	延児童数（人）	169,345	167,481	168,724
	支給額（円）	1,759,640,000	1,742,586,700	1,751,865,000
非被用者3歳以上 小学校修了前	延児童数（人）	18,692	18,525	18,590
	支給額（円）	200,425,000	198,788,300	198,075,000
小学校修了後 中学校修了前	延児童数（人）	46,082	44,826	45,864
	支給額（円）	460,820,000	448,180,000	458,640,000
特例給付	延児童数（人）	57,351	69,422	51,376
	支給額（円）	286,755,000	347,120,000	256,880,000
合計	延児童数（人）	356,917	365,918	347,392
	支給額（円）	3,689,380,000	3,721,550,000	3,608,030,000

2 出産・子育て応援給付金 (子ども家庭課)

妊婦や子育て世帯への経済支援として、妊娠届出をした妊婦と出生した児童を養育している方に出産・子育て応援給付金を支給します。

(出産応援給付金：妊娠1回につき、50,000円

子育て応援給付金：出生した児童1人につき、50,000円)

区分		令和4年度	令和5年度
妊娠期	件数(件)	15	4,768
	支給額(円)	750,000	238,400,000
子育て期	件数(件)	14	3,580
	支給額(円)	700,000	179,000,000

3 子ども医療扶助 (子ども家庭課)

子どもの医療に要する費用を負担する保護者に対し、その費用の全部又は一部を助成しています。助成の対象は、通院・入院とともに0歳から高校3年生までの子どもです。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総医療費(円)	4,014,764,158	4,607,682,949	6,563,241,558
助成額(円)	842,106,241	968,769,766	1,320,737,332
該当件数(件)	438,184	503,501	670,627

4 未熟児養育医療扶助 (子ども家庭課)

養育のため指定の病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用の支給を行います。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総医療費(円)	216,041,510	145,862,680	383,658,170
給付額(円)	16,205,659	9,926,155	18,948,506
該当件数(件)	148	95	173

5 児童扶養手当 (子ども家庭課)

児童扶養手当は、一定の要件を満たしている18歳に達する日以後最初の3月31日（一定の障害の状態にある場合は、20歳の誕生日の前日）までの児童を監護しているひとり親家庭等の母、父若しくは養育者に支給します。

《手当の基準額・令和5年度》

(1人目) 全部支給：44,140円／月、一部支給：44,130円～10,410円／月

(2人目) 全部支給：10,420円／月加算、一部支給：10,410円～5,210円／月加算

(3人目以上) 全部支給：6,250円／月加算、一部支給：6,240円～3,130円／月加算

児童扶養手当支給状況

区分	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	受給者数	対象児童数	支給額(円)	受給者数	対象児童数	支給額(円)	受給者数	対象児童数	支給額(円)
こども1人	451	451		442	442		441	441	
2人	224	448		210	420		217	434	
3人	48	144		51	153		53	159	
4人以上	9	57		11	51		12	53	
合計	732	1,100	353,525,780	714	1,066	356,992,700	723	1,087	356,659,150

6 流山市児童育成手当 (子ども家庭課)

児童扶養手当の支給要件に該当することも（18歳に達する日以後の最初の3月31日（心身に一定の障害の状態にある場合は20歳に達する日）までの間にある者）を2人以上監護している、又は18歳に達する日後の4月1日以後市長が指定する学校に在学している20歳未満の者（心身に一定の障害の状態にある者を含む。）を監護しているひとり親家庭等の母、父若しくは養育者に支給します。

流山市児童育成手当支給状況

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者及び一定の障害の状態にある20歳未満の者（第2子以降） 4,000円	対象児童数 (人)	387	383	402
	支給額 (円)	17,860,000	18,280,000	18,788,000
18歳に達する日後の4月1日以後市長が指定する学校に在学中の児童 20,000円 (一定の障害の状態にある第2子以降の在学中の児童 24,000円)	対象児童数 (人)	2	1	2
	支給額 (円)	480,000	260,000	520,000
合計	対象児童数 (人)	389	384	404
	支給額 (円)	18,340,000	18,540,000	19,308,000

7 流山市遺児等手当 (子ども家庭課)

父若しくは母が死亡し、又は重度の障害の状態にある16歳（心身に一定の障害の状態にある場合は20歳）未満の児童を養育している方に支給します。

（12歳以下の者1人／1か月4,000円・13歳以上の者1人／1か月6,000円）

遺児等手当支給状況

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
12歳以下の者	対象児童数(人)	36	43	39
	支給額(円)	1,636,000	1,744,000	1,912,000
13歳以上の者	対象児童数(人)	44	42	34
	支給額(円)	2,994,000	2,658,000	2,646,000
合計	対象児童数(人)	80	85	73
	支給額(円)	4,630,000	4,402,000	4,558,000

8 ひとり親家庭等医療費等助成制度 (子ども家庭課)

ひとり親家庭等に対し、医療費等を助成することにより、ひとり親家庭等の母、父若しくは養育者の経済的負担及び精神的不安の軽減を図ります。

ひとり親家庭等医療費等助成状況

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延件数(件)	27,870	29,136	34,467
助成額(円)	58,200,243	59,178,873	69,822,741

第6節 ひとり親家庭等支援の充実

ひとり親家庭等の経済的負担と精神的不安を軽減し、自立を促進することを目的として、医療費の助成や諸手当を支給し、安定した生活が送れるように扶助制度の充実を図っています。

1 母子家庭等就労促進費用助成制度（子ども家庭課）

（1）母子家庭等自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父の自立支援を図るため、指定された教育訓練講座を受講した母子家庭の母又は父子家庭の父に対して、講座修了後に受講料の一部（6割相当額）を助成するものです。

（2）母子家庭等高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師等就労に有利な資格取得のため6か月以上養成機関で修業する場合に、4年間を限度に生活負担の軽減を図るとともに資格の取得を容易にするため助成するものです。

（3）母子家庭等高等職業訓練修了支援給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師等の資格取得のため6か月以上の養成機関で修業し、養成課程を修了した場合に、資格取得に係る負担を軽減するために助成するものです。

（4）ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金

ひとり親家庭の親又は20歳未満の子が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、民間事業者等が実施する受験対策講座を受講し、養成課程を修了した場合及び高校卒業程度認定試験に全て合格した場合に、給付金を支給することにより資格取得に係る負担軽減を図るとともに、学び直しを支援するものです。

母子家庭等就労促進費用助成状況

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）
自立支援教育訓練給付金	2	102,781	4	80,225	2	180,726
高等職業訓練促進給付金	5	5,536,000	6	7,403,500	9	8,317,500
高等職業訓練修了支援給付金	1	25,000	3	150,000	4	125,000
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金	0	0	0	0	0	0

2 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度 (子ども家庭課)

ひとり親家庭の親が高等職業訓練促進給付金を活用する場合、入学準備金及び就職準備金を貸し付けることにより就学・就職を容易にします。養成機関を修了し、かつ資格取得した日から1年以内に貸付を受けた都道府県内において就職し、取得した資格が必要な業務に5年間就労継続した場合は、貸付に係る返済が免除されます。社会福祉法人千葉県社会福祉協議会が実施主体となって運営し、市が貸付に係る相談及び申請等の窓口となっています。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付状況

区分		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
種類	上限額	件数	金額(円)		件数	金額(円)		件数	金額(円)	
入学準備金	50万円	1	500,000		0	0		1	500,000	
就職準備金	20万円	1	181,232		0	0		0	0	
合 計		2	681,232		0	0		1	500,000	

3 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度 (子ども家庭課)

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦家庭の経済的自立を支援する目的で千葉県が実施主体となって行っており、市が貸付に係る相談及び申請等の窓口となっています。

母子・父子・寡婦福祉資金貸付実績

金額単位：千円

区分	令和2年度						令和3年度					
	母子福祉資金		母子福祉資金		母子福祉資金		母子福祉資金		母子福祉資金		母子福祉資金	
	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	金額	件数	金額	件数	金額
修 学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就学支度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生 活	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

区分	令和4年度						令和5年度					
	母子福祉資金		父子福祉資金		寡婦福祉資金		母子福祉資金		父子福祉資金		寡婦福祉資金	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	件数	金額	件数
修 学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就学支度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生 活	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

4 子どもの学習支援 (子ども家庭課)

生活に困窮する世帯又は、困窮する恐れのある世帯の中学校2年生及び中学校3年生を対象に市内の学習塾の協力により学習支援及び進路指導を行い、高等学校への進学率を向上させることで貧困の連鎖の防止を図るものです。

子どもの学習支援状況

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子どもの学習支援利用者数	115	122	120
協定・契約塾数	65	64	67

第7節 保育サービス体制の充実

1 要保育児童の状況 (保育課)

令和6年4月1日現在、市内の就学前児童（0～5歳）の数は、14,188人でこれらの児童のうち、両親が共働きの家庭やひとり親家庭など、日中保護者に代わって保育する必要のある児童（要保育児童）は、およそ57%（8,017人）と推定されます。

2 認可保育施設 (保育課)

令和6年4月1日現在、市内の保育施設（保育所、認定こども園（保育認定に限る）、小規模保育事業所）に入所した児童は8,000人（うち管外受託100人）です。

入所申請数と入所児童数の推移（管外入所委託を除く）

単位：人（各年度4月1日現在）

区分	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	公立	私立	合計	公立	私立	合計	公立	私立	合計
申請者数	517	6,775	7,292	550	7,293	7,843	551	7,534	8,085
入所者数	504	6,718	7,222	540	7,231	7,771	542	7,458	8,000

(1) 保育所

令和6年4月1日現在、市内の保育所は公立5施設、私立72施設の計77施設です。入所した市内の児童は6,958人で、これを年齢別にみると、0歳児が約5%である他は、どの年代も約16%から約21%となっています。

この他、他市町村から流山市内の保育所に入所の依頼を受け入所した児童が86人、流山市が他市町村の保育所に入所の依頼（管外入所委託）をした児童の数は20人です。

年齢別入所児童数（管外入所委託を除く）

単位：人（令和6年4月1日現在）

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
公立	管内	19	74	104	112	108	125	542
	管外	0	0	0	0	0	0	0
私立	管内	309	1,068	1,187	1,305	1,342	1,205	6,416
	管外	2	8	23	20	16	17	86
合計	管内	328	1,142	1,291	1,417	1,450	1,330	6,958
	管外	2	8	23	20	16	17	86

(2) 認定こども園

令和6年4月1日現在、市内の認定こども園は私立のみ6施設です。保育認定（教育・保育給付認定2号認定又は3号認定）で入所した市内の児童は671人で、これを年齢別にみると、0歳児が約7%、その他の年代が約17%から約20%となっており、他の施設と比べ年齢分布が緩やかになっています。

この他、他市町村から依頼を受け流山市内の認定こども園に入所した児童が10人、流山市が他市町村の認定こども園に入所の依頼をした児童の数は5人です。

年齢別入所児童数【保育認定】（管外入所委託を除く）

単位：人（令和6年4月1日現在）

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
私 立	管内 管外	43 1	112 1	121 1	128 2	131 4	126 1	661 10
合計		44	113	122	130	135	127	671

(3) 小規模保育事業所

令和6年4月1日現在、市内の小規模保育事業所は私立のみで21施設です。入所した市内の児童は281人で、これを年齢別にみると、0歳児が約5%、1歳児が約44%、2歳児が約52%です。

この他、他市町村から依頼を受け流山市内の小規模保育事業所に入所した児童が4人、流山市が他市町村の小規模保育事業所に入所の依頼をした児童の数は4人です。

年齢別入所児童数（管外入所委託を除く）

単位：人（令和6年4月1日現在）

区分	0歳	1歳	2歳	合計	
私 立	管内 管外	15 0	123 1	143 3	281 4
合計		15	124	146	285

（小規模保育事業所は3歳児以上の受け入れは無し）

(4) 事業所内保育事業所

令和6年4月1日現在、市内に事業所内保育事業所はありません。

流山市が他市町村の事業所内保育事業所に入所の依頼をした児童の数は3人です。

3 保育内容 (保育課)

(1) 延長保育

保護者の勤務形態の事情により、時間外保育を行います。

ア 公立保育所 月～土（7時～8時・16又は18時～19時）

イ 私立保育園 月～土（時間は園により異なる）

	令和3年	令和4年	令和5年
延利用児童数（公立）	1,871人	1,968人	2,076人
延利用児童数（私立）	25,731人	30,492人	46,004人

(2) 病児・病後児保育

児童が病気中（病児）、及び病気の回復期（病後児）にあり、集団保育が困難な期間に一時的にお預かりし、保護者の仕事と子育ての両立を支援しています。

実施施設 病児・病後児：オハナゆめキッズハウス南流山、けやきの森保育園西初石園、
オハナゆめ保育園

	令和3年	令和4年	令和5年
延利用児童数	72人	173人	531人

(3) 統合保育

保育所入所要件のない家庭の障害児に対して、集団保育を実施することにより、保護者の子育て支援及び児童の福祉の増進を図ります。

場 所：中野久木保育所

(4) 送迎保育ステーション

保育需要の地域的偏在等により異なる保育所の入所者数の均衡を図るとともに、保育所の入所待機児童の解消及び児童の送迎に係る保護者の負担の軽減を図ります。

	令和3年	令和4年	令和5年
登録者数	131人	107人	119人
延利用児童数	13,546人	14,685人	16,824人

4 市内保育所一覧 (保育課)

令和6年4月1日時点

	No	名 称	保育定員(人)	電話番号	所 在 地
公立保育所	1	中野久木保育所	120	04-7152-0921	流山市大字中野久木 373 番地
	2	平和台保育所	120	04-7158-1424	流山市平和台 2 丁目 6 番地の 3
	3	江戸川台保育所	120	04-7152-0611	流山市江戸川台東 3 丁目 5 番地
	4	向小金保育所	120	04-7174-5217	流山市向小金 3 丁目 102 番地の 1
	5	東深井保育所	120	04-7154-6025	流山市大字東深井 177 番地の 2
認定こども園	6	幼保連携型認定こども園 たかさごスクールおおたかの森	173	04-7154-2448	流山市おおたかの森東 4 丁目 99 番地の 4
		(分園)	47	04-7153-4123	流山市おおたかの森東 1 丁目 2 番地の 1 ライフガーデン流山おおたかの森 401
	7	幼保連携型認定こども園 たかさごスクールセントラル	117	04-7159-7473	流山市西平井 3 丁目 2 番地の 9
		(第一分園)	-	04-7159-7475	流山市南流山 4 丁目 1 番地の 14 パティーナ南流山 1F
		(第二分園)	29	04-7190-5064	流山市前平井 119 番地 フォンテーヌ 1F
	8	認定こども園 みやぞの幼稚園	90	04-7159-2954	流山市宮園 2 丁目 8 番地の 11
	9	たかさごスクール南流山	90	04-7157-8300	流山市南流山 2 丁目 8 番地の 3
	10	キッズラボ南流山認定こども園	80	04-7199-2755	流山市木 2 丁目 19 番地の 3
	11	認定こども園 南流山そらいろ保育園	90	04-7158-5500	流山市南流山 7 丁目 5 番地の 1
私立保育園	12	八木北保育園	120	04-7152-0504	流山市駒木台 118 番地の 1
	13	松の実保育園	90	04-7145-4312	流山市名都借 464 番地
	14	かやの木保育園	110	04-7159-2700	流山市大字大畔 198 番地
	15	生活クラブ風の村わらしこ保育園 流山	70	04-7150-2654	流山市加 4 丁目 12 番地
	16	南流山聖華保育園	120	04-7159-3401	流山市南流山 2 丁目 29 番地の 4

私 立 保 育 園	17	城の星保育園 (分園)	120 12	04-7170-2111 04-7157-1151	流山市流山 9 丁目 500 番地の 42 流山市流山 8 丁目 1177 番地の 4
	18	聖華いつき保育園 (分園)	90 30	04-7158-1145	流山市南流山 1 丁目 17 番地の 4 流山市南流山 4 丁目 2 番地の 9
	19	森の葉保育園	90	04-7138-5105	流山市大字上新宿 111 番地の 8
	20	えどがわ森の保育園	120	04-7152-1155	流山市駒木 474 番地
	21	ロータスキッズスクエア	90	04-7136-1020	流山市おおたかの森東 1 丁目 10 番地の 3 ロータスキッズスクエアおおたかの森 1F
	22	名都借みらい保育園	120	04-7170-1417	流山市名都借 289 番地
	23	おおたかの森聖華保育園	120	04-7146-0303	流山市長崎 2 丁目 24 番地の 1
	24	城の星おおたかの森保育園 (分園)	180 29	04-7197-2666 04-7179-5485	流山市野々下 1 丁目 292 番地 流山市おおたかの森南 1 丁目 3 番地の 1 こもれびテラス 2F
	25	えどがわ南流山保育園	120	04-7157-8855	流山市南流山 10 丁目 30 番地の 1
	26	ぽけっとランド江戸川台駅前保育園	45	04-7156-3155	流山市江戸川台西 2 丁目 3 番地の 1
	27	けやきの森保育園おおたかの森園	150	04-7155-8022	流山市おおたかの森北 2 丁目 8 番地
	28	おおたかの森ヒルズナーサリースクール (分園)	168 50	04-7197-7068 04-7196-6797	流山市おおたかの森東 1 丁目 2 番地の 1 ライフガーデン流山おおたかの森 301 流山市おおたかの森北 1 丁目 2 番地の 3-107
	29	聖華マリン保育園	120	04-7154-5252	流山市おおたかの森北 3 丁目 9 番地の 1
	30	慶櫻おおたかの森保育園	150	04-7189-8900	流山市おおたかの森南 1 丁目 23 番地の 11
	31	暁の星保育園	120	04-7197-7756	流山市おおたかの森西 4 丁目 17 番地の 1
	32	南流山保育園ひびき	120	04-7199-7815	流山市南流山 6 丁目 13 番地の 4
	33	けやきの森保育園おおたかの森第二	60	04-7197-1880	流山市おおたかの森北 1 丁目 11 番地の 1
	34	南流山ちとせ保育園	120	04-7157-6002	流山市南流山 10 丁目 24 番地の 1

私 立 保 育 園	35	アートチャイルドケア南流山保育園	120	04-7158-0123	流山市南流山 9 丁目 3 番地の 1
	36	けやきの森保育園 西初石園	120	04-7156-7555	流山市西初石 4 丁目 1408 番地の 2
	37	ピオーネ流山保育園	120	04-7178-7311	流山市西平井 2 丁目 17 番地の 3
	38	ミルキーホーム向小金園	90	04-7186-7031	流山市向小金 3 丁目 174 番地の 1
	39	慶櫻ハナミズキ保育園	90	04-7196-6706	流山市おおたかの森南 1 丁目 20 番地の 8
	40	流山おおたかの森きらきら保育園	69	04-7157-6464	流山市おおたかの森西 1 丁目 20 番地の 1
	41	ソラストおおたかのもり保育園	90	04-7189-7191	流山市おおたかの森東 3 丁目 15 番地の 2 アリエッタ・ボスカート 1 階
	42	森のまち南流山保育園	90	04-7157-9900	流山市木一丁目 7 番地の 28
	43	市野谷つばさ保育園	60	04-7197-4346	流山市市野谷 117 番地の 27
	44	流山さんぴこ保育園	80	04-7137-9645	流山市市野谷 397 番地の 1
	45	慶櫻市野谷保育園	90	04-7190-5302	流山市市野谷 562 番地 (運 A28-1 街区 2)
	46	そらまめ保育園おおたかの森	210	04-7157-0346	流山市おおたかの森西 1 丁目 14 番地の 4
	47	流山こばと保育園	102	04-7190-5572	流山市おおたかの森東 2 丁目 12 番地の 1
	48	アスクおおたかの森保育園	60	04-7178-9830	流山市おおたかの森南 3 丁目 8 番地 LEVEN おおたかの森 2F
	49	Kanade 流山セントラルパーク保育園	80	04-7199-7039	流山市後平井 170 番地 (運 B102 街区 1)
	50	慶櫻ゆりのき保育園	90	04-7192-7366	流山市おおたかの森北 2 丁目 27 番地の 3
	51	チャレンジキッズおおたかの森園 本園	90	04-7157-0615	流山市おおたかの森西 1 丁目 22 番地の 1
		(分園)	23	04-7170-0901	流山市おおたかの森北 1 丁目 19 番地の 5
	52	森のまち ひなた保育園	90	04-7189-8988	流山市南流山 6 丁目 2 番地の 3
	53	けやきの森保育園おおたかの森第三	90	04-7155-0700	流山市おおたかの森北 1 丁目 11 番地の 4
	54	Nest 南流山保育園	45	04-7150-1236	流山市南流山 2 丁目 4 番地の 1 ザ・サバービア
	55	AIAI NURSERY 流山おおたかの森	60	04-7199-2083	流山市市野谷 244 番地 (運 A1-2 街区 5)
	56	ことのは保育園	120	04-7189-7135	流山市おおたかの森西 4 丁目 20 番地の 1

私 立 保 育 園	57	オハナゆめ保育園	120	04-7170-0895	流山市中 116 番地の 1
	58	チャレンジキッズ第二おおたかの森園	78	04-7128-8361	流山市おおたかの森西 1 丁目 22 番地の 5
	59	流山さんぴこ第2保育園	50	04-7186-7541	流山市市野谷 397 番地 (運 A42 街区 11)
	60	森のまちはやて保育園	60	04-7186-7800	流山市木 1 丁目 24 番地の 4
	61	AIAI NURSERY 第二流山おおたかの森	60	04-7193-8745	流山市市野谷 204 番地の 2 (運 A5 街区 3)
	62	ありす南流山保育園	70	04-7197-5766	流山市南流山 10 丁目 13 番地の 15
	63	エンゼルあいりす保育園南流山	135	04-7197-7901	流山市南流山 1 丁目 10 番地の 1 ロッシェル南流山 1-2F
	64	きやんばす流山おおたかの森保育園	80	04-7170-4035	流山市おおたかの森南 2 丁目 30 番地の 2
	65	コビープリスクールみなみがれやま	75	04-7136-1677	流山市思井 1 丁目 3 番地の 4
	66	城の星第二保育園	120	04-7197-7495	流山市流山 9 丁目 500 番地の 31
	67	スターリーフ	75	04-7199-7082	流山市市野谷 441 番地の 3 (運 A85 街区 6)
	68	ちゃいれっく初石保育園	78	04-7155-8561	流山市西初石 2 丁目 930 番地
	69	流山さんぴこ第3保育園	90	04-7197-7847	流山市西平井 2 丁目 22 番地の 5
	70	森のまちあおば保育園	90	04-7190-5566	流山市南流山 10 丁目 1 番地の 4
	71	Nest おおたかの森保育園	62	04-7156-8560	流山市おおたかの森北 1 丁目 6 番地の 1 果樹園 ST-2 階
	72	コビープリスクールおおたかのもり	165	04-7189-8281	流山市おおたかの森北 1 丁目 4 番地の 1 ソライエスクエア
	73	AIAI NURSERY 南流山	60	04-7197-2478	流山市木 3 丁目 12 番地の 1
	74	城の星バンビーノ保育園	60	04-7186-6699	流山市おおたかの森西 1 丁目 2 番地の 3 アゼリアテラス低層棟 3F
	75	おおたかの森せせらぎ保育園	80	04-7193-8106	流山市おおたかの森南 3 丁目 12 番地の 9
	76	くすの木保育園	90	04-7136-2618	流山市大字大畔 544 番地の 5
	77	「こころの花」ほいくえん南流山駅前	80	04-7157-4087	流山市南流山 2 丁目 23 番地の 14
	78	Nest 名都借保育園	120	04-7146-9330	流山市名都借 1108 番地
	79	ミラツツ流山向小金第二保育園	42	04-7197-3644	流山市向小金 2 丁目 542 番地の 1

私 立 保 育 園	80	森のまちおおたかの森ナーサリースクール	60	04-7186-7177	流山市おおたかの森西1丁目13番地の1 S・C ANNEX2 4階 (402)
	81	トレジャーキッズおおたかのもり保育園	60	04-7157-3813	流山市おおたかの森南二丁目4番地の2
	82	プラスキッズおおたかの森保育園	46	04-7128-4000	流山市おおたかの森北1丁目6番地の8 ラシーネおおたかの森2F
	83	まことひがしふかい保育園	60	04-7179-5317	流山市大字東深井50番地の2
小 規 模 保 育 施 設	84	スタークリッズ	18	04-7178-7234	流山市おおたかの森南1丁目25番地の2
	85	キッズルームアリス南流山保育園	19	04-7186-7887	流山市南流山2丁目21番地の6
	86	リリイキッズルームおおたかの森駅前	17	04-7193-8041	流山市おおたかの森西1丁目6番地の1 レフィナード2号室
	87	オハナゆめキッズハウス南流山	19	04-7197-7642	流山市南流山4丁目13番地の8 MOM-HOUSE1F
	88	リリイキッズルームおおたかの森第2	18	04-7170-4031	流山市おおたかの森東3丁目38番地の1 けやきロード彩101
	89	リリイキッズルームおおたかの森第3	19	04-7128-7783	流山市おおたかの森西1丁目8番地の6 クオリスタおおたかの森1階
	90	エンゼルゆめの保育室南流山	19	04-7159-3373	流山市南流山1丁目9番地の14
	91	エンゼルみらい保育室南流山	19	04-7157-6227	流山市南流山1丁目9番地の14
	92	キッズフィールドおおたかの森園	19	04-7128-9250	流山市おおたかの森西2丁目20番地の6 アイリス1階
	93	オハナゆめキッズハウスおおたかの森	19	04-7199-2093	流山市おおたかの森西2丁目10番地の19 ルピナスおおたかの森1F
	94	スタービスケ	19	04-7189-7606	流山市おおたかの森北1丁目26番地
	95	アルタベビーおおたかの森園	19	04-7157-0636	流山市おおたかの森南1丁目6番地の13
	96	ゆずのき保育おおたかのもり園	19	04-7193-8093	流山市おおたかの森西4丁目1番地の3
	97	生活クラブ虹の街小規模保育おおたかの森	19	04-7193-8925	流山市おおたかの森北2丁目50番地の2
	98	MIRATZ 流山向小金園	19	04-7193-8158	流山市向小金2丁目542番地の1
	99	アルタベビーセントラルおおたかの森園	19	04-7157-1972	流山市おおたかの森北3丁目40番地の1
	100	キッズルームアリス南流山駅前園	19	04-7199-8614	流山市南流山1丁目6番地の10
	101	エンゼルさくら保育室南流山	18	04-7150-1173	流山市南流山4丁目1番地の16
	102	Nest 松ヶ丘保育室	19	04-7145-8101	流山市松ヶ丘5丁目692番地の28

103	エンゼルつばさ保育室おおたかの森	19	04-7126-0560	流山市おおたかの森北1丁目9番地の10
104	エンゼルくるみ保育室おおたかの森	18	04-7179-5594	流山市おおたかの森南1丁目3番地の4

5 保育所の運営費 (保育課)

保育所の運営にかかる費用（運営費）は、保育所の増設により増加傾向になっており、入所児童1人当たりの運営費（年額）は1,749,172円で前年度に比べ増加しました。また、その負担割合は、下記のようになります。

管理運営費

単位：千円

保護者負担	公的負担	合計
1,431,751 (10.2%)	12,540,344 (89.8%)	13,972,095

運営費負担割合の推移

単位：千円

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
管理運営費 (%)	11,510,503	13,112,801	13,972,095	
	100	100	100	
財源内訳	保護者負担 (保育料)(%)	1,238,598	1,355,132	1,431,751
		10.8	10.3	10.2
	公的負担 (%)	10,271,905	11,757,669	12,540,344
		89.2	89.7	89.8
年間延入所児童数（人）		85,028	93,786	95,854
児童1人当たり運営費(年額)		1,624	1,678	1,749

※令和元年10月より幼児教育・保育の無償化がはじまることにより、3歳から5歳児クラスの子どもたち等の保育料が無料になりました。

6 保育料 (保育課)

流山市保育料徴収基準額表（0～2歳児クラス）

令和5年4月1日時点

教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		保育料（月額）	
階層区分	定義	子ども・子育て支援法施行規則 (平成26年内閣府令第44号) 第4条に規定する保育必要量 の認定区分	
		保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4に規定する里親である教育・保育給付認定保護者の世帯	0円	0円
B	A階層を除き、 当該年度の4月 分から8月分ま での保育料の 額にあっては 前年度分の、当 該年度の9月分 から3月分まで の保育料の額 の算定にあて ては当該年度 分の市町村民 税の所得割合 算額の区分が 右欄の区分に 該当する世帯	市町村民税非課税世帯	0円
C1		16,200円未満	8,500円
C2		16,200円以上32,400円未満	10,100円
C3		32,400円以上48,600円未満	11,900円
C4		48,600円以上60,600円未満	14,800円
C5		60,600円以上97,000円未満	24,900円
C6		97,000円以上133,000円未満	33,900円
C7		133,000円以上169,000円未満	42,700円
C8		169,000円以上195,400円未満	48,100円
C9		195,400円以上301,000円未満	59,900円
C10		301,000円以上397,000円未満	65,400円
C11		397,000円以上	70,000円
			68,800円

7 私立保育所等に対する助成 (保育課)

流山市では、公・私立保育所等の格差是正、保育環境の充実及び保育所等運営の健全化を目的として、私立保育所等に対して各種の助成制度を設けています。

私立保育所等各種助成

(令和6年4月1日時点)

No	助成項目	助成の対象
1	民間保育士給与改善事業	私立保育所等の保育士の定着を図り、私立保育所等の安定した運営を確保するために、職員の給与改善に要する経費
2	一時預かり事業	私立保育所等が、一時預かり事業を実施するために要する経費
3	地域子育て支援センター事業	私立保育所等が、地域子育て支援センター事業を実施するためには要する経費
4	保育士配置改善事業	私立保育所等で、保育士の労働条件の改善及び保育内容の充実を目的として保育士定数を超えて設置する保育士に係る経費
5	保育向上保育士設置事業	予備保育士を設置している保育所等であって、保育士定数を超えて設置する保育士に要する経費
6	完全給食実施事業	完全給食を実施するために、調理員等定数を超えて設置する調理員等又はその他の職員及び材料費、炊具食器費、光熱水費等に係る経費
7	延長保育事業	私立保育所等が、延長保育事業を実施するために要する経費
8	保育所地域活動事業	私立保育所等が、創意工夫ある取組みを実施するために要する経費
9	児童災害共済給付制度加入事業	独立行政法人 日本スポーツ振興センター納付金に要する経費
10	賠償責任保険加入事業	賠償責任保険料に要する経費
11	保育所整備費借入金利子補給事業	施設整備資金として、公的機関からの借入金の利子相当分の経費
12	保育所施設整備補助事業	私立保育所等の新設及び改修・修繕並びに賃貸借料に要する経費
13	自動体外式除細動器設置補助事業	私立保育所等が、自動体外式除細動器設置をリースにて導入する際に要する経費
14	保育士宿舎借り上げ支援事業	私立保育所等が保育士用の宿舎を借り上げるために要する経費
15	第三者評価費補助事業	私立保育所等の第三者評価受審に要する経費
16	特例保育士待遇改善事業	千葉県の補助事業を活用し、私立保育所等の正規保育士及び準保育士の更なる待遇改善を委託する経費
17	ICT化推進事業	保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のICT化を行うためのシステム導入に要する経費

18	要配慮児保育事業	保育士配置改善事業及び保育向上保育士による補助を受け、さらに要配慮児童を受け入れる場合に雇用する保育士等1名に要する経費
19	3歳児受入れ等連携支援事業	小規模保育事業所の卒園児を連携施設が弾力化等を行い、受け入れ枠拡大を促すことを目的に保育士等の配置や事務諸経費等に必要な経費
20	保育補助者雇上強化事業	保育士の業務負担軽減と離職防止を目的に保育資格を持たない保育補助を行う者に係る雇い上げに必要な経費
21	医療的ケア児保育支援事業	人工呼吸器を装着している障害児、その他の日常生活を営むために医療をようする状態にある障害児が私立保育所等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう、看護師等や、補助者の配置に要する経費
22	要配慮児童受入促進事業	重度障害児又は医療的ケア児を受入れ促進を図るため、必要な施設の改修等に要する経費

8 保育施設等への指導監査（子ども家庭課）

認可保育所等は、子ども・子育て支援法に基づく確認監査、小規模保育事業所は、子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づく指導監査を実施し、保育の質の向上を図っています。

なお、令和4年度の小規模保育事業所の監査は、コロナ禍のため、ヒアリングのみを実施し、施設の立ち入りは見送っています。

		令和3年	令和4年	令和5年
認可保育所等	実地審査	4	12	38
	書面審査	11	10	3
小規模保育事業所	実地審査	0	21	20
	書面審査	20	0	0